

鶴ヶ島市シティプロモーション推進業務 質疑回答

No.	記載箇所	質問内容	回答
1	実施要領 5－（２）－①	4-5 提案内容書と実施計画書は必ず分ける必要がありますでしょうか。提案書の中に実施計画として組み込み、合計24P以内としても問題ないでしょうか。	提案内容書の中に含めても構いません。ただし、実施計画書として確認できるよう、見出し等をつけるなどの対応をお願いします。
2	実施要領 5－（２）－②	提出部数イで電子媒体 1 部(CD-R 又は DVD-R)とあるが、各提出書類のデータを格納したものという認識で合っていますでしょうか。また提出は必須でしょうか。（ディスクに書き込む機材等がPCに搭載されておらず）	CD-RやDVD-Rのほか、USBなどの電子媒体も可とします。事前にご相談ください。
3	実施要領 6－（２）－①	参加申し込書は企画書提出の6/10で問題ないか	お見込みのとおりです。
4	実施要領 6－（２）－②	提出部数 紙媒体 7 部と記載がある中、会社案内パンフレットのみ 1 部と注意書きがありますが、その他参加申込関係関係の書類も 7 部という認識で合っていますでしょうか？	会社概要調書（様式第 3 号）の別添として、会社案内（パンフレット）を 1 部添付することとしており、他の書類と同様に、会社案内（パンフレット）についても 7 部を御提出ください。
5	仕様書 2	業務の目的において「選ばれるまち」となるよう、様々なまちづくりに取り組んでいるとの記載がありますが、現在取り組んでいる具体的な施策を教えてくださいませんか。	市として、様々な事業に取り組んでいます。第 6 次鶴ヶ島市総合計画においては、特に注力するものを 3 つの重点戦略としてまとめています。この重点戦略を一体的に進めることで、人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、魅力ある地域社会をつくり、「選ばれるまち」となるよう取組を進めているところです。 具体的には、「第 6 次鶴ヶ島市総合計画後期基本計画」の重点戦略を御覧ください。また、個別の事業については、「3 か年実施計画（令和 7 年度～令和 9 年度）」を参照してください。 現在、市で取り組んでいるプロモーションは、主に、広報紙や公式 SNS、ホームページ、各種イベントなどを通じた情報発信等です。
6	仕様書 3	業務期間が契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までとありますが、提案する施策は同期間までの実施が必須となるのでしょうか？	お見込みのとおりです。本市のプロモーションが効果的に行えるよう、業務期間内で時期を調整して実施してください。
7	仕様書 5	プロモーションサイトの構築などは行わないものとありますが、自社サイトへの追加構築は可能でしょうか？ その際HP上の素材等の提供はして頂けますでしょうか？	プロモーションサイトの構築は、市で別途着手していることから、これ以外のより良い提案を期待して、本業務から除外しています。 ただし、自社サイトへの追加構築が本業務のメイン事業とならず、様々なプロモーションの一つとして機能し、効果的であると判断される場合はこの限りではありません。その場合において、市からHP素材の提供は可能です。
8	仕様書 5	・市としてプロモーションサイトは別で検討していますか ・また市公式のSNS利用を行わない理由はなぜでしょうか	・お見込みのとおりです。プロモーションサイトの構築は、市で別途着手しています。 ・市公式 SNS の利用・開設については、市で別途着手していることから、これ以外のより良い提案を期待して、本業務から除外したものです。 仕様書の「5 業務内容」の「・本市公式の SNS の利用、開設などは、原則行わないものとする。」は、プロモーション業務の内容として、市公式 SNS の利用や開設が中心となる提案を求めているものではないという趣旨です。 例えば、映像制作の提案の場合、本市のプロモーションに効果的であると判断されるものについては、YouTube などの市公式 SNS を用いて発信することは可能です。 また、業務内容の一つである「市のプロモーションに関する指導、助言」の中で、例えば、SNS を活かした効果的な発信方法といった指導や助言を妨げるものでもありません。
9	仕様書 5	鶴ヶ島市公式の SNS の利用、開設などは原則行わないとありますが、自社 SNS の活用は可能でしょうか？	本市のプロモーションに効果的であると判断される場合には可能とします。
10	仕様書 5	・「本市の特色を活かしたプロモーションの展開方法等に係る指導、助言」とありますが、今回の提案内容に限定しての指導、助言になるのでしょうか？ それとも、今回提案するプロモーション施策とは別の施策に対しての指導、助言が必要ということでしょうか？その場合、指導、助言を行う施策に関する費用も予算として考慮する必要はあるのでしょうか？	「市のプロモーションに関する指導、助言」については、今回の提案内容に限定したものではありません。今後、市としてどのようなツールを用い、どのような方法でプロモーションを展開していくのがよいのかななどを、専門的な見地から指導、助言をいただくことを目的としています。 なお、指導や助言により実施する事業に係る費用は考慮する必要はありません。
11	仕様書 5	過去に実施されたイベントにおいて、特に評価された取り組みや、成果に繋がった工夫・参考とすべき点などがございましたら、ご教示いただくことは可能でしょうか。	最近では、令和 6 年度にオープンした「ガーデンパーク」を活用した事業として、鉄道車両を用いたイベントや体験型ふるさと納税などを実施したことで、来訪者が増加したほか、メディアにも取り上げられました。これは、地元商店街や地元企業（株式会社関水金属）との連携によるものであり、こどもから鉄道マニアまで、幅広い層から注目を集め、全国から多くの来場者があったものと考えます。こうした地域や地元企業との連携によるまちづくり（官民連携の取組）が、プロモーションの一つとして機能したと考えています。
12	仕様書 5	シティプロモーションにおいて専門事業者から指導・助言を求めることになった経緯について	本市の魅力創造や、その発信方法について、行政だけでは限界があることから、専門的なノウハウ等を持つ事業者からの力をいただき、プロモーションを展開していきたいと考えるためです。
13	仕様書 5	指導助言は、誰に対し、何名位の参加を想定しているのか	市職員に対して行っていただきます。各回 10 名程度の市職員の出席を想定していますが、増減する可能性もございます。
14	仕様書 5	プロモーションと指導・助言は平行して行う想定か、プロモーションのタイミングは契約期間内で提案者の判断でいいのか	「プロモーション業務」と「市のプロモーションに対する指導、助言」は並行して行うことを想定しています。本市のプロモーションが効果的に行えるよう、業務期間内で時期を調整して実施してください。
15	仕様書 5	市のプロモーションに関する指導、助言」においては、市のプロモーション計画に対して指導、助言をする形が基本となるか。また、ほかの手法の提案も可能か	「市のプロモーションに関する指導、助言」は、今後、市としてどのようなツールを用い、どのような方法でプロモーションを展開していくのがよいのかななどを、専門的な見地から指導、助言をいただくことを目的としています。もちろん、効果的なプロモーションに資する手法があれば、提案することも可能です。
16	仕様書 5	プロモーションサイトの構築は行わないとのことですが、LP（ランディングページ）も含まれないと考えてよろしいでしょうか。	仕様書の「5 業務内容」の「・プロモーションサイトの構築などは、行わないものとする。」について、市では、HP の運営をはじめ、プロモーションサイトの構築については、別途着手していることから、本業務の内容として、プロモーションサイトなどインターネット上のページ構築が中心となる提案を求めているものではないという趣旨です。 LP（ランディングページ）とは、1 つのページで PR したいものの概要などがわかる、PR ページであると認識しておりますが、LP が、本市の HP やプロモーションサイトと連動して一体的な運用が可能であるなど、本市のプロモーションに効果的であると判断されるものについては、提案の一つとして作成可能とします。 なお、契約期間以降も公開を継続するようなページである場合、当該ページの維持管理について、市公式 HP の維持管理を委託している事業者へ簡易に移行できるなど、本業務が終了しても運用可能な仕様が望ましいです。
17	仕様書 5	・「本市公式の SNS の利用、開設などは、原則行わないものとする。」との記載がございましたが、「原則行わないものとする」理由について、差し支えなければご教示いただけますでしょうか。 ・また、動画を作成し YouTube 等に掲載する施策についても、「原則行わない」というご認識でよろしいでしょうか。	市公式 SNS の利用・開設については、市で別途着手していることから、これ以外のより良い提案を期待して、本業務から除外したものです。 仕様書の「5 業務内容」の「・本市公式の SNS の利用、開設などは、原則行わないものとする。」は、プロモーション業務の内容として、市公式 SNS の利用や開設が中心となる提案を求めているものではないという趣旨です。 例えば、映像制作などの提案であれば、本市のプロモーションに効果的であると判断されるものについては、YouTube などの市公式 SNS を用いて発信することは可能です。 また、業務内容の一つである「市のプロモーションに関する指導、助言」の中で、例えば、SNS を活かした効果的な発信方法といった指導や助言を妨げるものではありません。

鶴ヶ島市シティプロモーション推進業務 質疑回答

18	仕様書 5	・提案する企画は1案に限られるのでしょうか。提案書内に複数の企画を記載させていただくことは可能でしょうか。ご確認のほどお願い申し上げます。	1案に限りません。本市のプロモーションに効果的なより良い提案を期待しています。
19	仕様書全般	市が考えるシティプロモーションにおける課題はなにか また開示可能な関連資料はあるか	市外からの認知度の低さであると認識しています。本市は、特筆すべき観光地などではなく、住むまち・暮らすまちとして発展してきた経緯があることから、市外に向けて、どのようにプロモーション活動を展開するのか、本業務を通じて取り組んでいきたいと考えています。 本業務のプロポーザルに当たって、開示可能な関連資料については、基本方針や総合計画のほか、市のホームページを適宜、御確認ください。
20	仕様書全般	鶴ヶ島市のプロモーション活動において、成功をどのように測るべきだと考えていますか。	市では、「選ばれるまち」になるための前提として、プロモーション活動を展開することにより、本市を知っている人や企業などを増やすことが必要と考えています。その結果、ホームページのアクセス数やSNS等の登録者数の増、ふるさと納税の増、メディア露出件数の増など、様々な分野で認知度向上に資する効果が出てくることが望ましいと考えます。 プロモーション活動の成果をどのように測るべきかについては、様々な考え方がないと認識していますので、本業務を通じて指導や助言をいただきたいと考えています。
21	仕様書全般	PRの効果指標に関して以下のような目標数値は設定されていますか。 - メディア露出について - イベント参加者人数について - 市の公式LINE登録者について	現時点で、それぞれの目標数値は設定していませんが、今後、実績値については継続して把握する予定です。